

情報公開制度・個人情報保護制度と運用状況

問合せ 総務課 ☎9101

公文書の開示請求（申出）の状況

（平成24年4月1日～平成27年3月31日）

| 区分 | 開示請求 | 開示申出 | 決定などの状況 | | | | | | | |
|--------|------|------|---------|----|------|----|---------|----|------|----|
| | | | 全部開示 | | 部分開示 | | 不存在・不開示 | | 取り下げ | |
| | | | 請求 | 申出 | 請求 | 申出 | 請求 | 申出 | 請求 | 申出 |
| 平成24年度 | 99 | 60 | 33 | 7 | 40 | 52 | 32 | 1 | 7 | 0 |
| 平成25年度 | 59 | 65 | 29 | 4 | 23 | 58 | 19 | 3 | 4 | 0 |
| 平成26年度 | 91 | 92 | 40 | 7 | 40 | 84 | 33 | 1 | 1 | 1 |

※開示申出とは、条例で定める請求権者以外の人からの閲覧などの申し出のことです
 ※部分開示とは、特定の個人が識別できる情報などが含まれているため、その部分を除いて開示したものです。また、1件の請求に対し複数の決定が行われる場合があることから、請求件数と決定の件数の合計は、必ずしも一致しません
 ※決定などに対する行政不服審査法の規定に基づく異議申立ては、10件ありました

個人情報の開示請求の決定状況

（平成24年4月1日～平成27年3月31日）

| 区分 | 開示請求 | 決定などの状況 | | | | 訂正請求 |
|--------|------|---------|------|---------|------|------|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不存在・不開示 | 取り下げ | |
| | | 平成24年度 | 9 | 5 | 3 | |
| 平成25年度 | 13 | 9 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 平成26年度 | 9 | 3 | 5 | 1 | 0 | 0 |

※利用停止請求は、ありませんでした
 ※決定などに対する行政不服審査法の規定に基づく異議申立ては、ありませんでした

情報公開制度
 市が保有する市政に関する情報（公文書）を市民の皆さんの請求に応じ、個人情報など保護すべきものを除き原則公開する制度です。
個人情報保護制度
 市が保有する個人情報の取り扱いのための具体的なルールを定めるとともに、本人からの請求に応じて個人情報を開示・訂正・利用停止することができるようにする制度です。

請求などの状況
 平成24年度～26年度の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。
行政資料室などの情報提供
 行政資料室（市役所2階）と情報公開コーナー（各支所）では、各種統計書や刊行物など市政に関する情報を誰でも自由に見ることができます。
行政資料室の利用時間
 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始は利用できません）

10月1日は「浄化槽の日」です。これは昭和60年のこの日に浄化槽法が全面施行されたことにちなみます。浄化槽を適正に維持管理し、きれいな水環境を保全していくため、浄化槽や浄化槽法のPR活動、催し物などが行われています。

【保守点検】
 機械や配管の点検・補修や消毒剤の補充を行います。

【清掃】
 浄化槽内に溜まった汚泥を引き抜き、装置内を洗浄します。

【法定検査】
 浄化槽の使用開始から3～8カ月の間に1回と、その後は1年に1回、広島県が指定した検査機関

10人槽以下の法定検査（11条検査）

| 人槽区分・実施頻度 | 検査料金 | | 指定検査機関 | 連絡先 |
|--------------------|--------------|-----------|-----------------|-------------------------------|
| | みなし浄化槽（単独処理） | 浄化槽（合併処理） | | |
| ガイドライン検査 ・5年に1回 | 5,000円 | 7,000円 | 86項目（国の示す項目すべて） | 広島県環境保全センター ☎082（849）6411 |
| 効率化検査 ・5年に4回 | 5,000円 | 5,000円 | 18項目（外観検査を軽減） | 広島県浄化槽維持管理協会 ☎082（546）2168 |

※11人槽以上の浄化槽には、効率化検査はなくガイドライン検査のみです。また、人槽により検査料金が異なりますので、詳しくは、広島県環境保全センターに問い合わせてください

が実施する定期検査を受けなければなりません。
 定期検査では、外観検査、水質検査、書類検査を行い、機能が正常に維持されているかどうかを判断します。
 今年度の10人槽以下の定期検査は5年に1回のガイドライン検査です。5年のうち4回の効率化検査と異なり、ガイドライン検査では、国（環境省）が示した検査項目である86項目全てを検査します。浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためにも、必ず法定検査を受けましょう。

浄化槽の維持管理

問合せ 廃棄物対策課 ☎9133

通知カード

- 10月から皆さんの住民票の住所に、マイナンバーを通知するカード（通知カード）が郵送されます。
- 通知カードは、世帯ごとに転送不要の簡易書留で届きます。届いた通知カードは大切に保管してください。通知カードが届かない場合は、個人番号カードコールセンター ☎0570（783）578【24時間受付】に問い合わせてください。
- 住所変更など、通知カードの記載事項（氏名・住所・生年月日・性別）を変更するときは、通知カードを住所変更届などと同時に提出してください。
- 紛失したときは、直ちに交番や警察署などで、遺失届を提出してください。あわせて、市役所に「通知カードを紛失したこと」、「遺失届を届け出た警察署」および「遺失物受理番号」を届け出てください。

個人番号カード

- 平成28年1月から、申請した人への個人番号カードの交付を開始します。
- 個人番号カードは、身分証明書やe-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請に利用できるカードです。希望する人は申請してください。
- 個人番号カードの申請書は、通知カードとともに送付されます。申請書に本人の顔写真を貼り、署名または押印して返信してください。
- 個人番号カードと通知カードの重複所持はできないため、個人番号カード交付時に通知カードを返納してください。

住民基本台帳カード

- 住民基本台帳カードは有効期限まで利用できませんが、個人番号カードとの重複所持はできません。
- 住民基本台帳カードの交付は、今年の12月で終了します。
- 12月23日以降、住民基本台帳カードに電子証明書を搭載することができません。e-Taxを利用する人で、電子証明書の有効期限が経過している人は、個人番号カードを申請してください。



マイナンバーがスタート

問合せ 廿日市市マイナンバーコールセンター ☎0570（02）0178

開設期間 10月5日（月）～平成28年3月31日（休）
 8時30分～17時（土日祝日・年末年始を除く）

国民一人一人にマイナンバーが通知されます

10月から、住民票を有する**全ての人に1人1つのマイナンバー**（12桁の番号）が通知されます。
 平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の手続きで、行政機関などへのマイナンバーの提示が必要となります。
 マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

| | 通知カード | 個人番号カード |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| カード |  |  |
| 様式 | 氏名・住所・生年月日・性別・個人番号を記載 | |
| 顔写真 | なし | あり |
| 作成・交付 | 全国民に送付（簡易書留） | 申請者に交付（窓口来庁） |
| 発行手数料 | なし | なし |
| 再発行手数料 | 500円 | 800円 |
| 有効期限 | なし | 発行日から申請者の10回目の誕生日まで（20歳未満の人は5回目の誕生日まで） ・中長期在留者等は在留期間の満了日の日まで |
| その他 | 通知カードと個人番号カードの重複所持はできません | |

マイナンバーの問い合わせは

コールセンター ☎0570（20）0178
 【全国共通ナビダイヤル】 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
 ※10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長。また年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定です
 ※一部IP電話などで上記番号につながらない場合は、☎050（3816）9405へ
 ※ナビダイヤルは通話料がかかります
 ※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は☎0570（20）0291へ
 詳しくは、
ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>